

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	幼保連携型認定こども園 泉北園	
運営法人名称	社会福祉法人よしみ会	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 木村めぐみ	
定員（利用人数）	105 名（101名）	
事業所所在地	〒 590-0115 堺市南区茶山台3丁23-1	
電話番号	072 - 292 - 3831	
FAX番号	072 - 292 - 2111	
ホームページアドレス	https://www.senbokuen.ed.jp/	
電子メールアドレス		
事業開始年月日	昭和 48 年 5 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 26 名	非正規 18 名
専門職員※	保育教諭 30名 管理栄養士 1名 栄養士 2名 調理師 4名	
施設・設備の概要※	[設備等] 乳児室 1 ほふく室 1 保育室 4 遊戯室 1 調理室 1 一時保育室 1	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	4 回
前回の受審時期	令和 2 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

保育理念

- ・子ども一人ひとりの「個性」を尊重します。
- ・子ども一人ひとりに温かな「愛情の保育」をします。
- ・園での生活を「昼間の家庭」にします。

保育方針

- ・子ども一人ひとりを抱きしめます。
- ・子どもに指示するのではなく「会話」をします。
- ・さまざまなことに感謝できる子どもに育てます。
- ・自分で考える子どもに育てます。
- ・聞く力・話す力を育てます。
- ・子どもが幸せで楽しい毎日を過ごせるようにします。

【施設・事業所の特徴的な取組】

・敷地内に園庭を挟んで特別養護老人ホームがあり、ご入居者やデイサービスのご利用者の高齢者と普段から交流することができる。核家族が増える現代社会において、幼老の連携は人間性を育む大事なことである。日常性の中で、子ども達には高齢者を思いやる優しい気持ちや高齢者を労い尊敬する気持ちを持てるように保育している。

・自園調理の強みを生かし、園庭の畑で収穫した果実や野菜を直ぐに調理して食べたり、子ども達がクッキングを楽しんだりしている。特に園庭の釜戸や焚火炉を使っのクッキングは、見る、触る、香りを楽しむ、音を聞く、そして食すなど、五感を使った保育につながることができ、生きるために必要なことを全身で体験することができる。

・園庭は木々が多く、運動場ではなく庭である。四季折々の草花や実のなる木、小高い丘や起伏がある。季節によって収穫できる木の実は子ども達や特養の高齢者と分け合いながらいただいている。また、このような環境は、大きな子と小さな子が仲良く一緒に遊んだり、子ども達が自ら遊びを考え出したり見つけたりできる最高の環境である。さらに、平坦ではなく高低差のある地面を毎日歩くことで、バランス感覚を養う力や、自ら危険を回避する力を育むことができる。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	令和7年6月6日～令和7年10月23日
評価決定年月日	令和7年10月23日
評価調査者（役割）	1801C018（運営管理委員） 1401C048（運営管理・専門職委員） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

・ 幼保連携型認定こども園 泉北園（以降、園と表記）は社会福祉法人よしみ会（以降、法人と表記）が、同市内中区で運営する現幼保連携型認定こども園東百舌鳥保育園に続き、昭和48年5月に当初は保育園として開設した施設である。その後に幼保連携型認定こども園として認可されている。また、法人は平成7年4月に特別養護老人ホーム泉北園百寿荘（以降、特養と表記）を園に隣接して開設した。保育園と特養が併設された大阪府初のモデルケースとして注目された施設である。

・ 園は、泉北ニュータウンの集合住宅地区と戸建て住宅地区との境界に位置し、広い園庭には樹木が生い茂り、隣接する公園の樹木と一体となって見える、木々の緑があふれ自然に恵まれた環境の中にある施設である。建屋は、鉄筋コンクリート造り2階建てで、特養の建屋の1階で繋がって相互に行き来ができ、園庭は園児と高齢者が野菜や花をともに育て、触れ合える貴重な場となっている。

・ 園内の1階は、0～2歳児の各部屋があり、園庭に面して廊下も広く、開放的で明るい。また1階には多目的ホールがあり、3～5歳児の昼食の場となっており、園児たちは六角形の食卓テーブルに北欧の子ども用食卓イスに座して食べている。2階には3～5歳児用のスタディールーム、ねんねの部屋、プレイルーム、絵本の部屋がある。広いプレイルームには園児たちが、ままごとなどのコーナー遊びが楽しめる大きな遊具設備を設置している。

・ 法人理事長による指導で、園の保育理念、保育方針が、今年度から文言が一部見直されているが、基本的な考え方は変わらずに、保育は「保育者が中心にいて、合図や号令のもとお子様を動かせるという画一保育」ではなく、「お子様を中心に、保育者がサポートさせていただくという保育」と捉えて保育が行われている。今回の調査訪問中に楽しそうに笑顔で伸び伸びと過ごしている多くの園児たちの姿、昼食時に高齢の男性調査員にも屈託なく話しかけてくる多くの園児たちの姿を確認でき、園の保育理念・保育方針が実践されて園児たちに伝わっていることが窺えた。

◆特に評価の高い点

緻密な3カ年計画の策定

・ 園の保育理念、保育方針、保育・教育目標の実現を見据えて①「地域貢献」の視点②「財務」の視点③「利用者」の視点④「業務プロセス」の視点⑤「人材育成」の視点の五つの視点で園の現状を多角的に分析し、取り組むべき課題を明確にし、3年後の目標を立て、対処方針（取り組み）を定めた緻密な3カ年計画を策定している。

地域福祉への積極的な貢献

・ 大阪府社会福祉協議会が推進する地域貢献事業のスマイルサポーターに登録し、地域の生活に困窮している家庭の支援を行っている。
・ 堺市が推進する乳児家庭全戸訪問事業を受託し、地域の誕生間もない乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育状況を確認し保護者の育児不安解消の支援を行っている。
・ 市のマイ保育園事業にも協力し、登録家庭の3歳までの子どもを無料で園で預かり、保護者の育児ストレス解消を図る支援を行っている。

恵まれた保育環境

・ 歴史ある当園は地域に根ざし、同敷地内にある特別養護老人ホームとの交流も日々行われている。
・ 園庭はたくさんの樹木や、遊具に囲まれ、こどもたちが四季折々の変化を感じながら自分で好きな遊びを見つけて楽しく遊び込める環境を整え、保育室や、プレイルームなどはゆったりと広く、木を基調とした調度品や玩具を揃え、清掃も行き届き、こどもたちの生活にふさわしい場となっている。
・ 理念に基づく子どもの主体性を大切にした伸び伸び・生き生きとした温かい保育を展開している。

◆改善を求められる点

多様な保護者の苦情や意見を聴く取り組み

・保護者の思いや考えは様々であるので、その声を聴く為に定期的なアンケート調査を実施し、多くの保護者に更に一層満足を感じてもらえる園となることを期待する。

保育マニュアル類の整備

・現在作成しているケア保育マニュアル・新人スタッフマニュアルに加え、保育全般にわたるマニュアルを整備し、マニュアルに基づく見直しを繰り返しながら保育の質の向上に繋げることを期待する。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、普段の保育を見直す良い機会を与えていただきありがとうございました。年々、出生数が減少している堺市南区の状況下では、保護者に選んでいただける園になるための質の向上が必須であると考えています。また、同時にお子様が常に中心軸で、愛情に満ち溢れた保育をすることが大事であると常日頃より考えています。今回の受審では、調査員様はじめ、保護者の皆様の忌憚のないご意見をいただくことができ、スタッフ一同、大変な学びとなりました。頂戴したご意見やご感想を元に、引き続き保育の質の向上を目指して参ります。また今後も、まずはお子様に愛情を注ぎ、保護者のお気持ちも大事にしながら、皆様に愛されるこども園であり続けられるよう精進したいと思います。ありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
(コメント)	・保育理念は、園が目指す保育の考え方の基本3項目を分かりやすい言葉で示し、保育方針は、その理念を基に具体的な保育内容を六つの文章で示している。 ・保育理念・基本方針は、園のホームページ（以降、HPと表記）、入園のしおりに記載し、保護者に入園説明会で配付して説明を行っている。 ・毎年度11月に開催の法人理事長による法人保育施設幹部職員の研修の中で保育理念・保育方針に基づく研修があり、園の職員には職員全体会議で伝達研修を行っている。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a
(コメント)	・園長は、毎月開催される「NPO法人さかい民間教育保育施設連盟」（以降、さかい民保連と表記）の会議に参加して堺市内の保育状況、保育ニーズ、行政の動向等を把握している。 ・園の毎日の子どもの利用数や毎月の変動については館内ネットワークシステムを導入し把握をしている。 ・毎月の経営状況は、法人事務局会計担当者の実績報告を受けて把握し、コスト分析を行っている。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a
(コメント)	・園長は、毎月、法人事務局会計担当者の実績報告を受けて経営状況を把握、分析して現在の園の経営課題を明確に把握し、次年度の事業計画策定に役立てている。 ・現在の経営課題は、経年劣化した建屋の改修と子どもの入園者数の安定した確保とし、法人理事会に提議して、建屋改築を見据えた備品修理に取り組んだり、園の情報発信のためにSNSの活用を始めている。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	・園長は、昨年に系列園から異動で当園に着任し、今年度から3年間の中期経営計画を策定している。 ・この3カ年計画は、園の保育理念、保育方針、保育・教育目標の実現を見据えて①「地域貢献」の視点②「財務」の視点③「利用者」の視点④「業務プロセス」の視点⑤「人材育成」の視点の5項目に対する園の現状と課題を明確にし、3年後のあるべき姿を目標に立て、対処方針（取り組み）を定めて、各年度の計画を策定している。3カ年計画は、今後も3年毎に見直すこととしている。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	・園の今年度の事業計画は、上記の3カ年計画を基本として、昨年度の保育実績、経営業績を踏まえて、最初に今年度の重点項目を明確にし、その他の13項目についても具体的で詳細な計画が策定されている。 ・13項目の内、主な計画項目は、保育関連、資金計画・収支予算、人材育成・研修計画、地域支援活動事業、世代間交流事業、年間行事予定等に分かれている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	・単年度事業計画内容については、毎月の各クラスミーティングで話し合われた事業計画の実施結果に対する職員の意見を踏まえて、毎月のリーダーミーティング（園長、副園長、主任、クラス担任で構成）で見直して修正したり、検討を積み重ね、また保護者個人懇談会での意見も参考にし、年度末に意見集約して次年度の事業計画の策定に繋げている。 ・次年度の事業計画内容については、年度末に非常勤職員も参加する全体職員会議で園長が説明して周知を図っている。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	・次年度の事業計画の主な内容を3月の卒園式後に新クラス懇談会を開催して保護者に説明し、また玄関のカウンターにも前年度事業報告と共にファイル化して配置し、周知を図っている。 ・保護者には、毎月のお便りで当月の行事予定を知らせている。保護者参加の行事については園の玄関に掲示すると共に園専用のスマホアプリでメール配信をして周知を図っている。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
(コメント)	・各クラスは月案、週案に対する保育実施内容の振り返りを毎月のクラスミーティングで行い、クラス担任が毎月のリーダーミーティングで報告し、園長、副園長、主任と共に検討し、改善を図っている。 ・園は、年度末に堺市指定書式で自己点検を行って、年間の保育実践内容を園長、副園長、主任の幹部会議で振り返り、次年度の保育実践に繋げる取組を実施している。また第三者評価調査は過去に4回受審しており、保育の質の向上を図る取組を積極的に行ってきた。	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
(コメント)	・園長は、過去の保育内容の自己評価を通して振り返りを行い、園の現状、課題を多角的に分析して昨年度末に詳細な3カ年計画を策定している。 ・3カ年事業計画に基づく今年度事業計画を職員と共に策定して、年度末の全体職員会議で周知を図り、現在、実践中である。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	・園長は、中期経営計画（3カ年計画）、当年度事業計画の中で園の運営に対する方針と取り組みを明記している。 ・園の運営規程に園長の役割を明記し、年度初めの全体職員会議で園長の考えを伝えている。 ・園の運営規程、キャリアパス要件、危機管理マニュアルなどに園長不在時は副園長が補佐すると明記している。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	・法人は、法令遵守規程（マニュアル）を整備し、基本原則として「①法令及び社会的ルールの厳守 ②人権の尊重 ③サービスの質の向上 ④説明責任の徹底 ⑤地域社会への貢献」を定め、法令遵守担当者を園長と明記している。また職員の行動規範も規定の中に明記し、職員に周知を図っている。 ・法令遵守に関する研修は、新入職時研修で就業規則、服務規程、法令遵守規程を配付、説明し、職員一人ひとりから法令遵守誓約書を提出させている。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	・園長は、毎月のリーダーミーティングで各クラス担任から月案、週案に対する保育実施内容の報告を受け、副園長、主任と共に協議、検討し、改善に向けた取り組みを指導している。 ・各クラスの職員一人ひとは、園で定めた書式で毎月2回、保育内容の自己点検を実施して振り返りを行っている。 ・園では毎年、保育に関する研修計画を立て、様々な外部研修や法人研修に職員を参加させている。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	・園長は、園の経営状況について法人事務局会計担当者から実績報告を受けて、月次比較や帳票類を確認しながら把握している。 ・職員が働きやすい環境を作るために国の指定配置基準よりも職員を多く配置し、職員一人ひとりが休憩時間や休暇を確保できる体制づくりに努めている。また園の中期経営計画の目標にも職員のノンコンタクトタイム（園児との接触ない時間）の充実を挙げて取り組んでいる。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	・園の運営規程に、必要な職員の職種、員数を明記し、3カ年計画、当年度事業計画に人材育成の方針の取り組みを示している。 ・人材確保に向けて就職フェアに参加したり、園のHPに就職応援サイトを設けて職員募集に努めている。 ・また保育士養成校からのインターンシップ、実習生を受け入れたり、養成校に訪問して意見交換をするなどして積極的に連携をとり、採用活動にも力を注いでいる。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	・法人理事長は、毎年の新人研修に於いて、自らの著書の中に明記している保育職員として求めていることを伝えている。 ・職員には入職時に就業規則と共に、園長、副園長、主任等の任用条件を示したキャリアパス要件を説明して人事基準の周知を図っている。 ・園長は、毎年2回（10月、3月）、職員の自己評価を基に個別面談を実施し、勤勉手当を支給している。 ・堺市の処遇改善要件に必須の「キャリアアップ研修（8項目）」の受講を職員に対して推進している。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	・園長は、職員の勤怠管理の責任者として、出勤・時間外勤務状況、有給休暇取得状況を館内ネットワークシステムで把握している。 ・法人は、職員の勤務上の悩みの相談窓口として外部の保険会社と契約を結び、休憩室に連絡先を掲示して職員に周知を図っている。 ・法人は、職員の年間休日数を115日と定め、誕生日を特別休業日としている。園では有給休暇取得率を85%以上の目標を掲げ、職員が働きやすい環境づくりを目指している。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	・法人は、キャリアパス要件を定め、保育職員として「求められる姿勢」や「求められる能力」を明確に記載し、職員に示している。 ・職員は、職階別の自己評価シートで年度初めに目標評価数値を定め、中間の10月と年度末の3月に自己評価を行い、それぞれの時期に園長が個別面談で指導や助言を行い、職員の育成を図っている。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	・園の3カ年の中期経営計画、当年度事業計画に人材育成の方針を示している。 ・法人理事長の著書や法人のキャリアパス要件に示された保育職員として「求められる姿勢」や「求められる能力」を基に職員一人ひとりが職務能力に応じた研修を計画的に受講できるようにしている。 ・外部研修情報は職員休憩室に掲示して、希望者が受講できるように勤務シフトを調整する配慮をしている。 ・堺市の処遇改善要件である「キャリアアップ研修（8項目）」の受講を推進している。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	・園長は職員一人ひとりの毎年度の受講記録、保育スキル・知識を把握しており、偏りなく必要な研修を職員が受講できるように配慮している。 ・外部研修情報は職員休憩室に掲示しており、希望者が受講できるよう勤務シフト調整に配慮をしている。 ・堺市の処遇改善要件である「キャリアアップ研修（8項目）」の受講を推進している。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	・園は、実習生受け入れマニュアルを整備し、実習オリエンテーションで実習生に注意事項、遵守事項を説明して誓約書を提出させている。 ・実習生担当の主任は事前に養成校担当者と実習内容、日数、設定保育、実習の進め方等の打ち合わせを行い、実習が順調に進むように努めている。 ・毎日、実習終了時に実習生と担当職員とのミーティングを行い、必要に応じて指導や助言をしている。実習中には養成校担当者と実習の進捗状況、実習態度等について情報共有して実習が充実したものとなるように努めている。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	・園のHPに保育理念、保育方針、保育内容が、法人のHPには決算情報が公開されている。 ・園の玄関に事業計画、事業報告、重要事項説明書をファイル化して配置し、苦情・相談受付体制を掲示して公表している。 ・園のHPにはSNSを活用して園が行っている保育内容や地域に向けて取り組んでいる活動内容を公開している。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	・法人は経理規程を定め、本部事務局に会計責任者を配置し、公認会計士事務所と契約して監査を受けている。 ・園の経理業務は、法人本部事務局の会計責任者が行い、公認会計士の監査を年4回受けている。 ・園長は、小口現金を管理し、会計責任者の点検を毎月受けている。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	・園の運営規程や重要事項説明書に地域の関係機関と連携して地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行うと明記している。 ・地域の子育て情報は、玄関に掲示して保護者に知らせている。 ・園では、毎年、近隣の小学校で開催される盆踊り大会や隣接する特別養護老人ホームでの催しに参加して地域との交流を図っている。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	・ボランティアの受入れマニュアルを策定している。 ・ボランティアの学生を受入れの際は、事前にオリエンテーションを実施し、園の様子や簡単な業務内容の研修を実施している。 ・職場体験学習受け入れマニュアルを策定し、近隣の小中学校、高等学校の職場体験、保育体験に協力している。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	・園では、堺市役所、南区役所の担当部署、最寄りの警察、消防署、近隣の病院、クリニックなどの連絡先を一覧表にして事務所に配置し、職員に周知を図っている。 ・「さかい民保連」の市内全施設の全体園長会議や区内園長会議に園長が参加している。 ・園は大阪府社会福祉協議会が推進する地域貢献事業である地域貢献支援員（スマイルサポーター）の認定を受け、地域の生活に困窮している家庭の支援を行っている。 ・園は、もし園児が虐待等の権利侵害を受けていることに気付けば、堺市子ども家庭課、子ども相談所と連携して子どもやその家庭への対応を行っている。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	・園長は、「さかい民保連」の市内全施設の全体園長会議や区内の園長会議に参加したり、校区内の小学校協議会で民生委員、主任児童委員、小中学校担当者と意見交換をして地域の家庭の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。 ・園では地域の子育て中の家庭のために定期的に園庭開放や地区集会所での子育て相談（名称、あひるクラブ）を行っている。 ・園には大阪府社会福祉協議会が推進する地域貢献事業のスマイルサポーターに園長を含む職員3名が研修を受けて登録し、地域の生活に困窮している家庭の支援を行っている。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	・園には大阪府社会福祉協議会が推進する地域貢献事業のスマイルサポーターに園長を含む職員3名が研修を受けて登録し、地域の生活に困窮している家庭の支援を行っている。 ・堺市が推進する乳児家庭全戸訪問事業を受託し、地域の誕生間もない乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育状況を確認し保護者の育児不安解消の支援を行っている。 ・また市のマイ保育園事業にも協力し、登録家庭の3歳までの子どもを無料で園で預かり、保護者の育児ストレス解消を図る支援を行っている。 ・市と災害援助協定を結び、被災した園の園児を預かる支援体制を整えている。また災害発生時に備えて食料、飲料水、防災用品を常備してリストを作成して管理している。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	・園の保育理念の冒頭に「子ども一人ひとりの『個性』を尊重します」と明示し、毎年の理事長研修、全体職員会議で保育理念に関する研修を実施して再確認をしている。 ・法人は、法令遵守規程（マニュアル）を整備し、その中に園児・保護者をはじめとして事業を支える全ての関係者の人権を尊重すると明記し、保育事業者としての行動規範を定めている。 ・新入職員研修ではこの法令遵守規程を配付、説明し、子どもを含む人権を尊重する意識向上の取り組みを行っている。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	・個人情報に関しては園の運営規程、職員就業規則、法令遵守規程の職員行動規範に明記しており、新入職員には入職時の誓約書、入職時研修で周知を図っている。 ・保育理念に基づくケアマニュアルを整備し、子どものプライバシーに配慮した保育の実践に努めている。 ・園内は、外部から見えにくいカーテンを設置し、幼児のトイレは男女別々の入り口とし、着替えも男女別室で行い、プールも外部から見えない工夫で設置されてプライバシーに配慮した保育を行っている。 ・「入園のしおり」に「個人情報の取り扱い」について記載し、保護者に周知を図っている。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	・園のHP、リーフレットは、保育理念、保育方針、保育内容、地域への取組み、世代間交流についてカラー写真を入れて園の特長を分かりやすく説明している。 ・見学時には、リーフレットに加え手書きのイラストが入った園内地図を用意して案内している。また見学日時は可能な限り希望に添うように努めている。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	・入園説明会は、少人数に分けて実施されており、園長が入園のしおりと重要事項説明書の内容を保護者に丁寧に説明をしている。 ・保育内容に変更がある時は、事前に保護者に文書を配布し、緊急な場合はスマホの保護者専用アプリでメール配信し、連絡をしている。 ・保育開始時間等の変更の時は、事前説明を行い保護者から同意書を得ている。 ・配慮が必要な保護者や個別に説明が必要な場合は、相談室で担当職員が丁寧に説明している。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	・園児が転園する場合は、転園先の園に「認定こども園園児指導要録」を作成して送付している。 ・卒園児やその保護者から何らかの相談があるときの相談窓口を設けており、園のしおりの中に記載して保護者に周知が図られている。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・園では、5月に個人懇談会、11月に0～4歳児の希望者懇談会、12月に5歳児の三者面談を実施して保護者から意見や相談を受けている。 ・保護者からの意見や相談については、内容によりクラス担任から報告を受け、園長、副園長、主任で協議、検討し、改善に向けた取り組みを保護者に回答するとともに掲示板に公表している。 ・配慮の必要な園児の保護者とは毎月1回面談を実施し、保護者との連携を強化している。 ・年度末3月の各クラス懇談会に園長、副園長、主任も同席し、保護者に当年度の振り返りと次年度の事業計画を報告し、保護者からの意見等はその場で回答するように努めている。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	・園は、入園のしおり、重要事項説明書のNo.16に苦情等に関する相談窓口として解決責任者を園長、受付担当者を副園長、第三者委員2名の氏名及び各連絡先と役職名を明記し、保護者に対して園長が入園説明会で説明すると共に、玄関の壁面にも掲示して周知を図っている。 ・保護者から苦情や要望があった時は、迅速に園長他の幹部職員で協議し、職員にも臨時職員会議を開き周知し、苦情や要望の内容、改善策については記録を残し、保育の質の向上を図っている。 ・当該保護者の了承の上、苦情や相談内容、改善策について玄関掲示板に1週間掲示して他の保護者に公表するとしている。 ・しかし今回の調査事前の保護者アンケート調査の中に一部の保護者から伝わっていないとの声もあり、保護者の声を聴く定期的なアンケート調査の実施を検討すると共に苦情や意見に対する公表方法についても再検討することを期待する。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	・園では、保護者に対して入園説明会に於いて苦情、相談、意見を受け付ける窓口を記載した入園のしおり、重要事項説明書を配布し説明をしている。 ・保護者から相談や意見の申し出があれば、他者の目を気にせずに話しやすい環境の1階の相談室や2階の絵本の部屋で対応している。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	・園の玄関の靴箱兼用のカウンター上に意見箱を設置している。 ・保護者と子どもに関する情報交換は送迎時やスマホアプリで行っている。保護者から苦情、相談、意見があった時は、迅速に園長、副園長に連絡し、その場で解決するか、幹部職員で協議し早期解決を図っている。 ・保護者等からの苦情、相談、意見については、経緯や職員間で話し合われた改善策を記録して職員間で共有して、保育の質の向上を図っている。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	・園は、「危機管理対応マニュアルー事故防止及び危険発生時対応マニュアル」として園内活動・園外活動・感染症・災害・不審者の各項目の場面や状況ごとに具体的でわかりやすい対応マニュアルを整備し、定期的な見直しを行っている。 ・園長を危機管理責任者とする「リスクマネジメント委員会（名称、自然係）」を主任、3歳児～5歳児のクラス担任を委員として組織し、定期的な安全点検を行っている。 ・危険な事例や事故が発生した時は、園長、副園長に報告し、原因を分析して事故・ヒヤリハット報告書にまとめて全職員に周知して再発防止に努めている。 ・全職員に対して救命救急・AED操作方法についての研修を毎年、実施している。また、昨年は堺市の「睡眠中の事故防止の講演会」にも新入職員が参加し、全職員に伝達研修を行って事故防止に努めている。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・園は、「危機管理対応マニュアルー事故防止及び危険発生時対応マニュアル」の中に感染症発生状況に応じた具体的でわかりやすい対応マニュアルを整備し、定期的な見直しを行っている。 ・隣接の特養の看護師が毎年、感染症流行前に感染症対策の研修を行っている。昨年11月には「感染症対策の基本・環境整備の重要性」についての研修が全職員に対して実施されている。 ・保護者に対しては、入園のしおりに「主な感染症一覧」（堺市幼保支援課作成）を明記して、入園説明会で子どもが感染症に罹患した時の対応方法を説明している。また、「ほけんだより」を毎月、スマホアプリで配信し、感染症流行時には掲示板やメール配信で感染症予防や罹患の際の対応等を知らせている。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
(コメント)	・園は、「危機管理対応マニュアルー事故防止及び危険発生時対応マニュアル」の中に災害発生時に対する具体的でわかりやすい対応マニュアルを整備し、定期的な見直しを行っている。 ・入園のしおりに「非常事態発生時の対応について」の項目で保育時間中に大地震などの大災害が発生した時の対応方法について明記し、重要事項説明書では非常災害発生時の開園前の園の対応についても明記し、保護者に対して入園説明会で説明している。 ・災害用備蓄品として食料や飲料水はリストを作成して管理し、また発電機や避難リュックなども整備している。保護者の緊急連絡先もすぐに持ち出せるようにして整備している。備蓄品やリュックの中身は定期的に見直している。 ・園児たちの避難訓練は毎月実施し、11月には隣接の特養と合同で消防署立ち合いのもとに総合消防避難訓練を行っている。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	・一人ひとりの子どもやその保護者に必要と思われる支援やサポート内容を明記し、担当の全職員に周知できるようにしている。 ・図解入りのケアマニュアル（食事・排泄・睡眠・着替え）、新人スタッフ保育マニュアルを策定し、職員が活用できるようにしている。 ・現在策定している保育マニュアルに加え、保育の流れや活動に沿った実施方法を付け加えていくことを期待する。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	・各年齢ごとに週案・月案の反省や期末ごとの評価見直しを行い、振り返りの結果を次に反映できるようにしている。 ・子どもの成長に応じ、保護者の意見も踏まえて計画を見直し、次の保育内容に反映させるようにしている。 ・標準的な実施方法の文書化をさらに進め、実施方法の見直しを繰り返しながら保育を進めることを期待する。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	・指導計画の策定は、園長が最終責任者で、記入者、主任保育教諭のチェックを得て、園長まで提出する仕組みになっている。 ・入園前面談や、5月の個人懇談会で子どもの様子、家庭環境などの状況や保護者の意向を聞き取り、それを踏まえた個別計画やクラスの指導計画を作成している。 ・配慮の必要な子どもの個別計画は、担任だけでなく、園長や副園長の意見や他の保育教諭の思いも交えながら作成し、関係機関の障がい児担当者の意見を仰ぐようにもしている。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	・個別の保育計画、週案、月案、年間カリキュラムは、定期的に見直し評価を行い、反省事項を確認のうえ次につなげている。 ・計画を変更する場合は、クラス担任から副園長・園長に了解を得て柔軟に対応できる体制が整えられている。 ・新しい指導計画を立てるときは、前のものを振り返り、評価、反省事項を踏まえたうえで、作成するようにしている。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	・0～2歳児は、個別の保育計画書を作成し、毎月評価を記載している。 ・子ども一人ひとりの保管ファイルを作り、個別計画書、健康カルテ、その他家庭環境等個人情報にかかわる書類を保管している。 ・職員間で話し合った内容は記録し、次の支援につなげている。また、書き方については、主任保育教諭、副園長、園長が確認し、差異が生じないようにしている。 ・子どもの状況や生活状況は、リーダーミーティングやクラス会議で話し合い、館内ネットワークシステムを使って、情報共有を図っている。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	・個人情報保護については、就業規則やコンプライアンス規程、運営規程に明記している。 ・職員は入職時に個人情報保護に関する誓約書を取り交わし研修を受けている。また、年度はじめの職員会議では、園長より個人情報の取り扱い・子どもに関する記録の管理についての指示があり、周知している。 ・記録は、鍵のかかる保管庫に保管し、廃棄すべき書類の年限を明記し、適切に処理している。 ・保護者には、個人情報の取り扱いについて重要事項説明書や園のしおりに記載し、園の取り組みを周知している。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	・全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育指針等に基づき、地域の特徴を踏まえたものを策定している。 ・各年齢のクラス担任が策定に参画し、法人の理念や方針に基づいて、園長、副園長、主任の幹部職員で編成し全職員に周知している。 ・全体的な計画は、年度途中、年度末に見直し、次年度の計画に活かすようにしている。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	・定期的な湿度、採光、空気などの環境が適切かどうかの確認と、日々の温度計・空気清浄機等の確認をし、気持ちのよい環境を整えている。 ・園庭にはたくさんの植栽やこどもが楽しくあそぶことのできる遊具があり、のびのび過ごせる環境が作られている。植栽や遊具は定期的にメンテナンスを行い、子どもが安全に過ごせるようにしている。 ・室内の家具やおもちゃの配置は、その年の子どもの様子に合わせ、毎年見直し、こどもがくつろげる場所や、落ち着ける居場所を設けて、より家庭に近い環境を目指している。プレイルーム、図書館、多目的ホールもあり、こどもの活動に合わせて使用することができ心地よく過ごせる環境となっている。 ・手洗いやトイレの環境を整え、こどもが嫌がらない温かい空間を作るように心がけている。	
A－1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	・入園前の家庭での様子を記入してもらった書類を受け取り、懇談を実施して、保護者の不安をなくすように努めている。 ・一人ひとりの気持ちに寄り添い、子どもが主体になる保育を展開できるように努めている。 ・子どもや保育士が輪になって座り、歌や話をするサークルタイムを実施したり、画一的な保育ではなく、保育者が子ども一人ひとりの気持ちを受入れ、援助ができるようにしている。 ・保育者の丁寧なことば遣いや、立ち居振る舞いも子どもにとっての環境として捉え、常に意識して保育するようにしている。	
A－1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	・基本的な生活習慣がスムーズに習得できるように一人ひとりの発達に合わせ、子どもが自分でしようとする気持ちを大切に援助している。 ・保護者との連携を密にしながら、生活リズムに配慮した睡眠時間や食事時間・量などを考えながら生活習慣が身につくようにサポートしている。 ・食事、午睡、遊びの場がそれぞれ確保された環境にあり、子どもたちは落ち着いて生活習慣を身につけることができる状況であることが見られた。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	・園庭には、様々な樹木や実のなる木、花を植え、子ども達が四季折々の変化を五感で感じながら、自分の好きなあそびを見つけてあそび込める環境を作っている。 ・プレイルームでは、様々なあそびのコーナーや、2階建てハウスを設置し、子どもが自分で好きなあそびを選んであそぶことができ、ままごとあそびが本格的に楽しめるようになっている。 ・園内の図書室では、良質の絵本や図鑑等がたくさん並べられ、子ども達が本に親しめるうれしい環境になっている。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・0歳の広い保育室に子どもの発達に合った遊具を配置し、家庭的な生活環境でゆったりとした保育を進めている。部屋とつながったウッドデッキのスペースは、夏場の水遊びやくつろぎの場として活用している。 ・子どもの生活リズムを大切に目と目を合わせた話しかけや「昼間の家庭」のような雰囲気、一人ひとりの子どもをしっかり受けとめ、抱きしめたり、優しい言葉で話かけるなど愛情いっぱいの保育に努めている。 ・法人内の看護師と連携を取って乳児保育の健康管理をし、保護者が安心して預けられる体制をとっている。また、送迎時のコミュニケーションや連絡帳を通じて保護者との連絡を密にし、連携をとるようにしている。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・緑豊かな園庭で、土と水と緑であそべるような環境を整備している。 ・1・2歳児の保育室は行き来がしやすく、子どもの発達に合わせたあそび道具と、様々なあそびのコーナーを設け、子どもが好きなおもちゃで遊べる環境にしている。 ・子どもが自分でしようとする気持ちを大切にしながら生活面や遊びのサポートしている。 ・食事は、ダイニングテーブルを使用し、一人ひとりがゆったりとした机や椅子を使って食事ができるようにしている。 ・1歳児は、月齢別に2グループに分け、子ども一人ひとりに目が届きやすいように保育している。 ・七夕まつり、ハロウィーンなどの行事を通して、様々な年齢の子どもや高齢者との関わりを持てるようにしている。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・年齢別の年間カリキュラムに沿い、月案、週案、日案を立て、各年齢にあった保育内容を実践している。 ・幼児期の3歳児は、ごっこ遊びなど友達と一緒に遊ぶ楽しさを広げ、4歳児は、ルールを守る大切さや楽しさを知るように大きく成長する。また、5歳児は就学前教育（プレスクール）を基にして、就学がスムーズにできるように取り組みを進めている。 ・学びのテーマを一つ決めて、知的好奇心を刺激する取り組みとして、じゃがいもを栽培し、そのじゃがいもを使って糸紡ぎや機織りの経験を大切に保育している。 ・「夏まつり」では、併設されている特養の高齢者の方を5歳児のお店に招待したり、一緒に盆踊りを踊ったりしている。また5歳児は、就学前教育で探究した1年間のまとめを「発表会」で発表したりしている。	

A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの個別指導計画を立て、必要に応じた職員を配置し、子どもの状況に応じた保育をしている。 ・保護者とは必要に応じて面談し、専門機関と連携をとっている。 ・視覚的表示を用いたり、本人の気持ちが落ち着ける部屋への移動を試みるなど、子どもに合った保育の工夫をしている。 ・入園のしおりには、[特別支援の必要なこどもの保育・教育]を進めていることを紹介したり、4・5歳児発達相談の案内や必要な支援の情報を伝えている。 ・障がい児保育の研修を受講した職員は、得た知識や情報を全体職員会議等の場で、伝達し共有を図っている。
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・7時30分から19時30分の長時間保育を実施している。 ・朝8時30分までは、乳児幼児に分かれて保育し、17時30分からは2歳の部屋に集まっての保育を行っている。 ・子どもが楽しく1日を過ごせるよう部屋を目的別にしている。プレイルームでは、ままごとコーナーや絵本コーナーなど、子ども達がくつろげる空間を作ったり、異年齢でも交流しながらあそべるようにしたりしている。 ・子ども達が、あそびたいあそび道具を自分たちで話し合って決められるようにしている。 ・保護者への連絡は、職員間の申し送りファイルで情報共有をして連絡漏れにないようにしている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	・5歳児は、小学校探検や交流会、見学等に参加し、就学がスムーズにいくように取り組んでいる。 ・卒園前には、子どもと保護者と、保育者の三者面談を実施し、就学に向けてのはなしや小学校生活の見通しが持てるようにしている。 ・幼保連携型認定こども園保育要録を作成している。また、小学校教諭との意見交換や引き継ぎを実施している。 ・園と小学校の研修会を通して、小学校との「架け橋プログラム」を進めている。また、保育、教育のそれぞれの現場をお互いに見学できる日程を決めている。

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント) ・健康管理マニュアルに沿った年間保健計画を立案し、保健指導を行っている。 ・子どもの体調に異変が見られた時は状態に応じて保護者に電話連絡をし、ケガ等はお迎え時に伝えている。翌朝には保護者にその後の状態や体調を尋ねている。 ・隣接の特養の看護師に子どもの体調異変の時には相談や援助を受けることができるので安心感がある。 ・毎月の「ほけんだより」には、保護者向けの健康管理に関する情報を発信し、家庭との連携を図っている。 ・年度初めや入園時に「予防接種票」を保護者に記入してもらい、年度末に見直しをしてもらい情報共有をしている。 ・SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する知識は、職員に研修を行い周知を図っている。0・1歳は、5分毎、2歳は10分毎のチェックを励行している。 ・入園時に事故予防について保護者に伝えているが、園だよりなどへの掲載も検討し、事故防止に更に努めることを望む。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント) ・内科健診・歯科検診は年2回全園児に実施、尿検査は年1回3～5歳児に実施し、健診結果は、文書で知らせている。聴力検査・視覚検査（3～5歳児）も実施している。 ・毎月の身体測定は、スマホアプリの成長記録で保護者に周知している。 ・各クラスで「歯磨き指導」、副園長による「手洗い指導」を子どもたちが関心をもてるように実施している。	
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント) ・管理栄養士に医師の指示書に基づいた食事の提供を依頼している。 ・前日と当日の朝に、一日のメニューの食材（除去食）を確認している。 ・食物アレルギーのある子どもの食事を提供する食器等を色分けして、事故がないように万全を期している。他の子ども達にも理解できるよう説明し、互いに気持ち良く食事ができるよう配慮している。 ・食物アレルギーがあるこどもの保護者に、毎月の食材表（除去食）を確認してもらっている。 ・園長、副園長、管理栄養士、栄養士、調理担当でミーティングを定期的に行い、安心安全な食事の提供ができるようにしている。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

(コメント)

- ・年間食育計画をたて、管理栄養士、栄養士、調理担当者と毎月、ランチミーティングを行い、献立表の確認をしている。
- ・園内の畑で野菜を育て、旬の野菜に触れ、収穫した野菜を使った食事を提供し、子ども達の食への関心を高めている。
- ・多目的ホールをランチルームとし、割れない素材で、年齢に合わせたサイズの食器を使用して自分のペースで楽しく食事ができるようにしている。
- ・食事は、子どもに合わせた量が配膳され、おかわりも自由にしている。子ども達は話をしながら楽しく食事をしている様子が見られた。
- ・調理担当者が「魚の解体ショー」や「フルーツカット」などを子ども達に見せたり、管理栄養士がパワーポイントやイラストを使用して「食品ロスについて」教えたり幅広く食育に取り組んでいる。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

(コメント)

- ・離乳食は月齢を踏まえるだけでなく、子どもの発達と家庭での離乳食の進み具合を考慮しながら提供している。
- ・嗜好調査を実施したり、その都度保護者とこどもの様子について話をしたりして把握している。
- ・当日の給食内容を玄関で提示して保護者に確認をしてもらっている。
- ・検食日誌をつけ、管理栄養士、栄養士、調理担当者と毎月、ランチミーティングを行い、献立表の確認をしている。
- ・子ども達のリクエストに応じてバイキングメニューを献立に取り入れたり、季節感あふれる献立内容となるように行事食にも工夫をこらしている。
- ・併設の特養と共通の厨房で、衛生管理マニュアルに従って清掃や消毒等も実施している。
- ・食中毒、食物アレルギー、誤食・誤飲対応マニュアル、また下痢・嘔吐等体調不良の子どもへの対応マニュアルも整備して、発生時の対応に備えている。

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	・乳児の連絡帳や、朝夕の送迎時に家庭と園での子どもの様子を伝え合うコミュニケーションを大切にしている。 ・翌日の保育予定を玄関の掲示板に貼り、保護者に伝えて家庭との連携を図っている。 ・日々の子どもの園での様子を掲示板やSNS画像共有アプリに写真を掲示したり、WEBアルバムに動画配信して保護者に伝えて家庭との連携を図っている。 ・保護者の希望日に応じた保育参観やファミリーフェスタ、発表会を実施したり、個人面談、就学に向けた三者面談等を実施し、こどもの成長を共有できるようにしている。	
A-2-（2） 保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
(コメント)	・送迎時は、笑顔で挨拶を交わすようにし、特にお迎え時は、こどものことを褒める内容を伝えている。 ・保護者からの相談の内容によっては、話しやすい応接室で、主任や園長などいつでも丁寧に対応できることを伝えている。 ・相談内容は園の館内ネットワークシステムに記録し、保管しており、職員は情報共有している。 ・職員が自身で判断できない相談内容の場合は、園長、副園長、主任に報告し、相談できる体制を整えている。 ・育児相談員やダブルサポーター（地域貢献支援員）の有資格者3名を配置して、保護者からの相談や助言が適切に受けられるように体制を整えている。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
(コメント)	・「虐待防止マニュアル」を策定し、職員は研修を受けて適切な対応について学び、理解をしている。 ・朝の受入れ時には、子どもや保護者の様子をしっかり観察し、傷などが見受けられた時は、その都度保護者に確認するなど、虐待につながる事案の早期発見に努めている。 ・気になる事案が発生した時は、区の子育て支援課へ連絡を取り、適切な対応ができる体制を整えている。 ・区のケース連絡会に情報提供をして地域との連携を図っている。 ・職員が人権保育や虐待・性暴力等に関する外部研修に平等に参加できるようにしている。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	・月案・週案・日案・個別指導計画は、保育者の振り返りを自己評価として記録している。 ・毎月の園長との面談、全職員の自己評価表の作成、それに沿った面談での助言やアドバイスを、次期の保育計画作成に活かし、保育の実践につなげている。 ・年度末には、全職員が1年間の自己評価を書き、次年度の課題や目標を立案して、園長と面談の上、保育の改善や専門性の向上に繋げている。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	・法人の法令遵守規程の[保育・福祉事業者としての法人の行動規範]の中に、児童虐待事案の発生を防止するために日常的に啓発を行うとともに年2回以上、虐待防止研修を実施します。と明記している。 ・年度初めの職員会議では園長より、体罰禁止の服務規律を全職員が守るように働きかけている。 ・子どもへの関わりについて園長がリーダーミーティングで、日頃の保育現場で気づいた事を提起し、子どもとの適切な関わり・援助技術について話し合い、職員の保育の質の向上に努めている。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	幼保連携型認定こども園 泉北園を利用中の子どもの保護者
調査対象者数	81 人
調査方法	アンケート調査による。(アンケート用紙は、保育園に依頼し保護者に回答用封筒を添えて直接手渡し、回収は保育園に設置した回収箱へ投入してもらう方法を採用した。)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

現在、幼保連携型認定こども園泉北園を利用している子どもの保護者81世帯に対し、1世帯1アンケート用紙を配付し、内49通を回収した。回収率は、69.1%であった。

○回答の内、満足度100%の項目は下記の1項目であった。(質問数は自由記述を除き16項目)

- ・保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか。

○満足度90%以上の項目は下記の11項目であった。

- ・保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか。
- ・入園時の説明や園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか。
- ・入園後も、保育園やクラスの様子などについて、「園だより」「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか。
- ・園の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか。
- ・お子さんや家庭のことについて相談した内容が、他人に漏れていたというような経験はありますか。
- ・健康診断の結果について、園から伝えられていますか。
- ・献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていきますか。
- ・お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。
- ・送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか。
- ・日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行ったりしていますか。
- ・懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

○満足度80%以上の項目は下記の3項目であった。

- ・入園前に、あなたの都合や要望にあわせた見学を受け入れてくれましたか。
- ・園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。
- ・給食メニューは充実していますか。

アンケート結果は満足度90%以上が16項目のうち12項目(75%)あり、また自由回答欄にも保育園の保育全般および先生方に対して保護者の肯定的な言葉、感謝の言葉が多数あり、保護者の園への信頼度・満足度の高い内容となっている。

○自由意見の内、評価の高い内容としては

- ・子どもに寄り添い、優しく、時に厳しく育ててくれる。
- ・子どもが伸び伸び育っている。
- ・自然が豊かな環境があり、清潔で整備が行き届いて、過ごしやすい環境である。など多数

○意見や要望の主な内容は

- ・園での毎日の子どもの様子を教えて欲しい。
- ・コロナ禍以前の通りに遠足、マラソン、発表会などの行事を復活して欲しい。 など 以上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等